

平成 28 年 4 月 1 日
周南社協要綱第 106 号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会
地区社会福祉協議会拠点整備助成要綱

(目 的)

第 1 条 この要綱は、地域福祉の充実を図るため、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」という。）の事務局運営に対する助成金を、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という）が助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象)

第 2 条 この助成の対象は、公共施設、または地区社協会長等の自宅以外に、地区社協の事務局を独自に設置する地区社協を対象とする。

(助成金額)

第 3 条 本会は、共同募金配分金の中から当該地区社協に対して、年間 12,000 円を上限に助成するものとする。ただし、年度の途中において新しく公民館、支所以外に地区社協事務局を設置した場合には、年間助成額に設置の日の属する月から年度末までの月数を乗じたものを 12 で除した額とする。

(交付申請)

第 4 条 この助成金の交付を受けようとする地区社協は、交付申請書（別記第 1 号様式）を本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第 5 条 会長は前条の規定による交付申請書の提出があった場合、その内容を審査し適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、その旨を地区社協に通知（別記第 2 号様式）するものとする。

(助成金の交付請求)

第 6 条 前条の規定による交付決定の通知を受けた地区社協が、助成金の交付を受けようとするときは、交付請求書（別記第 3 号様式）を会長に提出しなければならない。

(助成金の取消)

第 7 条 会長は、助成金の交付を受けた地区社協が、この要綱の規定に違反したときは、助成金の返還を命ずることができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別記第1号様式（第4条関係）

平成 年 月 日

（あて先）周南市社会福祉協議会会長

申請者

地区社会福祉協議会

会 長 ⑩
（担当者 ）

平成 年度地区社会福祉協議会拠点整備助成金交付申請書

標記につきまして、下記のとおり交付されるよう申請します。

記

申請額 _____ 円

別記第2号様式（第5条関係）

第 号
平成 年 月 日

地区社会福祉協議会
会 長 様

社会福祉法人 周南市社会福祉協議会
会 長 ⑩

平成 年度地区社会福祉協議会拠点整備助成金交付決定通知書

平成 年 月 日付で交付申請のあったこのことについて、下記のとおり交付決定します。

記

交付決定額 _____ 円

別記第3号様式（第6条関係）

平成 年 月 日

（あて先）周南市社会福祉協議会会長

申請者
地区社会福祉協議会
会 長 (印)
(担当者)

平成 年度地区社会福祉協議会拠点整備助成金交付請求書

このことについて、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

請求額 _____円